

第七十五回帝國議會  
衆議院

# 國民優生法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案  
國民優生法案(政府提出)(第九五號)

## 委員會成立

本委員ハ昭和十五年三月十二日(火曜日)議  
長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

八木 逸郎君 村松 久義君

伊藤東一郎君 青木 亮貫君

中崎 俊秀君 信太儀右衛門君

西田 郁平君 野方 次郎君

泉 國三郎君 山川頼三郎君

曾和 義弼君 中野 寅吉君

世耕 弘一君 伊東 岩男君

杉山元治郎君 田中 養達君

三浦 虎雄君 太田 正孝君

同月十三日(水曜日)午前十時五十七分委員  
長理事互選ノ爲委員參集ス  
其ノ氏名左ノ如シ

八木 逸郎君 伊藤東一郎君

青木 亮貫君 中崎 俊秀君

信太儀右衛門君 泉 國三郎君

山川頼三郎君 曾和 義弼君

中野 寅吉君 世耕 弘一君

杉山元治郎君 三浦 虎雄君

(年長者八木逸郎君投票管理者ト爲ル)

○八木投票管理者 先例ニ依リマシテ私年

長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリ、是カラ委

員長及理事ノ互選ヲ行ヒマス

○泉委員 投票ヲ用ヒズ八木逸郎君ヲ委員

長ニ御推薦ヲ致シタイト思ヒマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○八木投票管理者 ソレデハ左様決定致シ

マス

(拍手起ル)

○八木委員長 是ヨリ委員長ノ席ヲ汚シマ

ス——私此ノ節實ハ病氣デ長ラク苦ンデ居

ルノデアリマスカラ、場合ニ依ツテハ理事

ノ諸君ニ御代リヲ願フコトガアルカモ存ジ

マセヌガ、豫メ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマ

ス是カラ理事ノ互選ヲ行ヒマスガ、如何致

シマセウ

○泉委員 理事ハ其ノ數ヲ四名トシ、委員

長ニ於テ御指名セラレンコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○八木委員長 御異議ナシト認メマス、仍

テ指名致シマス

村松 久義君 伊藤東一郎君

泉 國三郎君 中野 寅吉君

此ノ四人ニ理事ヲ御願スルコトニ致シマス

(拍手起ル)

會 議

昭和十三年三月十三日(水曜日)午前十時

開議

出席委員左ノ如シ

委員長 八木 逸郎君

理事伊藤東一郎君 理事泉 國三郎君

理事中野 寅吉君 理事泉 國三郎君

青木 亮貫君 中崎 俊秀君

信太儀右衛門君 山川頼三郎君

曾和 義弼君 世耕 弘一君

杉山元治郎君 三浦 虎雄君

出席政府委員左ノ如シ

厚生政務次官 一松 定吉君

厚生省豫防局長 高野 六郎君

厚生書記官 床次 徳二君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

國民優生法案(政府提出)

○八木委員長 ソレデハ引續イテ始メマセ

ウカ

○泉委員 會期モ切迫シテ居リマスノデ、

本日直チニ政府ノ提案理由ノ御説明ヲ願ツ

テ、尙ホ委員諸君カラ資料ヲ求ムルコトガ

アリマシタナラバ其ノ申出ヲ願ツテ、本日

ハ其ノ程度デ議事ヲ終ルコトニ致シタイト

思ヒマス、左様御取計ヒヲ願ヒマス

○八木委員長 泉君ノ動議ニ御異議アリマ

セヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○八木委員長 御異議ガアリマセヌカラ、

國民優生法案ニ對スル政府ノ説明ヲ求メル

コトニ致シマス

○一松政府委員 只今議題トナリマシタ國

民優生法案ニ就テ御説明申上ゲマス

現下ノ狀勢ニ於キマシテハ、本法案ノ目

的トシテ居リマス如ク、國民素質ノ向上ヲ

企圖致シマスコトハ、將來我ガ國家ノ發展

ノ根基ヲ培フ所以デアリマシテ、誠ニ喫緊

ノ要務デアルト存ズルデアリマス

古來我ガ國民素質ノ優秀デアリマスコト

ハ、光輝アル二千六百年ノ歴史ガ、之ヲ證

明シテ居ル所デアリマシテ、今更申上ゲル

マデモナイノデアリマスガ、將來永ク此ノ

優秀性ヲ確保シ、更ニ一段ト之ガ増強ニ努

メマス爲ニハ、各種ノ考慮ガ必要ト存ズル

ノデアリマス

國民體力ニ關シテハ、近時各種ノ施設ヲ

整備擴充シテ、大ニ其ノ向上ニ努メテ居ル

ノデアリマシテ、別途提案致シマシタ國民

體力管理法案モ、其ノ目的ニ出タノデアリ

マスガ、國民體力ノ向上ハ、保健衛生等ノ

環境ノ改善ニ依ル後天的ノ體質ノ向上ヲ圖

ルコトト相俟ツテ、更ニ根本的ニ其ノ先天

的素質ノ向上ヲ圖ルコトニ依リ、其ノ徹底

ガ期シ得ラルト存ズルデアリマス

又我國ノ人口ハ毎年九十万乃至百万ノ自

然増加ヲ見ツアルノデアリマシテ、洵ニ

心強ク感ズル次第デアリマスガ、一步之ガ

内容ヲ檢討シテ見マスト、既ニ注意ヲ要ス

ル兆候ヲ見ルノデアリマス、即チ健全ナル

素質ヲ有スル國民ノ出生率ハ、次第ニ減少

ノ傾向ヲ示シツツアルニ反シマシテ、不健

全ナ素質ヲ有スル國民ハ、漸増セントスル

傾向ガ見受ケラレルノデアリマス、而シテ

不健全ナル素質、特ニ惡質ナル遺傳性疾患

ノ素質ノ増加致シマスコトハ、實ニ患者又

ハ患者ヲ有スル家族ノ悲慘ナル苦惱タルノ

ミナラズ、各種ノ社會問題ノ原因デアリマ

シテ、之ヲ國家の見地ヨリ見マシテモ、斯

ノ如キ惡質ナル素質ガ遺傳シ、國民ノ中ニ

増加蔓延シテ行キマスナラバ、將來ノ國家

發展上ニ憂慮スベキ事態ガ醸サレルコトニ

相成ルト存ズルノデアリマス

右ノ如キ理由ヲ以テマシテ本法案ヲ提出

スルニ至ツタ次第デアリマス、以下簡單ニ

本法案ノ内容ニ付キ其ノ大綱ヲ申上ゲタイ

ト存ジマス

本法案ノ目的トスル所ハ、第一條ノ國民

ノ素質ノ向上ニ在ルノデアリマシテ、惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル國民ノ増加ヲ防遏スルト共ニ、健全ナル素質ヲ有スル國民ノ減少ヲ防止シ、國家發展ノ基礎ヲ培ハントスルモノデアリマス、此ノ目的ヲ達成セシメ、第一ニハ惡質ナル遺傳性疾患ノ如キ不健全ナル素質ノ遺傳ヲ、優生手術ナル方法ニ依リ防遏シ、以テ國民全體ノ素質ノ低下ノ防止ヲ圖ラントスルモノデ、第二條乃至第十五條ノ規定スル所デアリマス第二ニハ避妊ノ手術又ハ放射線照射ヲ一般的ニ禁止シ、且ツ醫師ガ斯ル手術又ハ妊娠中絶等ヲ濫用スルコトヲ、嚴ニ取締ルコトトシ以テ健全ナル素質ヲ有スル國民ノ人爲的減少ノ因ヲ除キ、人口増加ニモ資セントスルノデアリマシテ、第十六條及第十七條ノ規定ガ是デアリマス

先ヅ第一ノ惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ノ防遏ニ關シ御説明致シマス、優生手術ノ對象トナルベキ疾患ノ範圍ハ、第三條ノ規定スル所デアリマスガ、現在ノ醫學ノ専門的知識、及ビ經驗ヨリ十分ノ檢討ヲ加ヘ、聊カモ疑問ノナイ範圍、即チ其ノ疾患ガ遺傳ニ基クコトガ確認セラレ、而モ其ノ遺傳ヲ防遏スルコトガ極メテ必要ト認メラルル程度ノ疾患ニ限ツタノデアリマス、又其ノ手術ハ確實且ツ簡易ニシテ、而モ心身ノ機能ニ殆ンド障礙ヲ來サズシテ、生殖ヲ不能ナラシムル目的ヲ達シ得ル方法ニ依ラシメルコトニ致シタノデアリマス

其ノ實施ノ手續ハ第四條以下ニ規定シテ居リマスガ、專ラ本人及ビ配偶者、父母等ノ意思ヲ尊重シ、原則トシテ其ノ任意ノ申請ニ依ラシメルコトトシ、其ノ申請ニ對スル判定機關ハ、地方長官又ハ厚生大臣トシ、

更ニソレノ諮問機關トシテ専門家ヲ以テ組織スル地方優生審議會、及ビ中央優生審議會ヲ設クルコトトシタノデアリマス併シナガラ任意制度ノミニ依ツテハ、優生ノ目的ヲ達シ得ザル場合ヲモ考慮シ、第六條ニ於テハ其ノ疾患著シク惡質ナル場合等、其ノ疾患ノ遺傳ヲ防遏スルコトガ、特に公益上必要ナリト認メマスル場合ニ限り、本人等ノ意思ニ反シテモ手術ヲ行ヒ得ルノ途ヲ設ケ、以テ優生目的ヲ達成ニ遺漏ナキヲ期シタノデアリマス

次ニ第二ノ健全ナル素質ヲ有スル國民ノ減少防遏ヲ圖ルコトニ關シ、一言説明ヲ加ヘタイト存ジマス、墮胎、即チ人工的ノ妊娠中絶ニ關シテハ、刑法ニ規定ガ設ケラレテ居ルノデアリマスガ、生殖ヲ不能ナラシムル行爲ニ關シテハ、特別ノ規定ガナイノデアリマスノデ、今回本法案ノ第十六條ニ於テ故ナク生殖ヲ不能ナラシムル手術、又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ザル旨ヲ規定シタノデアリマス 又第十七條ニ於テハ、醫師ガ生殖ヲ不能ナラシムル手術、又ハ放射線照射、及ビ妊娠中絶ヲ行フ場合ニ當リマシテハ、事前ニ他ノ醫師ノ意見ヲ徵シ、且ツ之ヲ行政官廳ニ届出デシムルコトトシ、更ニ必要アル場合ニハ、指定スル醫師ノ意見ヲ徵セシメ得ルコトト致シマシタ、之ニ依リ一面ニ於テハ本法ニ依リ行フ手術ニ關スル手續ト權衡ヲ得シムルト共ニ、他面ニ於テハ斯ル醫療行為ガ避妊又ハ產兒制限ノ目的ニ濫用セララルコトヲ取締リ、以テ健全ナル人口ノ増加ニ資スルコトニ致シタノデアリマス

其ノ他優生手術ヲ受クベキ者ノ妊娠中絶ニ關シテハ第十四條ニ、優生審議會ニ關シテハ第十一條及第十二條ニ、優生審議會ノ委員、其ノ他ノ者ノ默秘義務ニ關シテハ第十九條ニ、罰則ニ關シテハ第十八條及第二十條ニ、ソレノ規定ヲ設ケテ居ル次第デアリマス

最後ニ本法ノ實施ニ當リマシテハ、豫メ十分ニ優生思想ノ普及ニ努メ、以テ其ノ實施ニ支障ナカラント期シテ居ルノデアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アラントヲ御願スル次第デアリマス

○會和委員 資料ヲ要求シタイノデアリマス、只今戴キマシタ資料ノ中ニ、能ク見テ居リマセスカラ私ガ要求スル資料ガアルカモ知レマセスガ、若シアリマシタラ御注意願ヒマス第一ハ、我國ニ於ケル惡質遺傳者ノ多數ニ就キ其ノ遺傳ヲ證明スベキ的確ナル資料、第二ハ、第三條ノ該當者數——第一項第一號ノ該當者數、第二號ノ該當者數、第三號ノ該當者數、並ニ第三項ノ「第一項各號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レル子ヲ有シ又ハ有シタル者」トアリマスガ、ソレノ數、第三ニハ我國ニ於テ初メテ第三條該當者ガ發生シタ時代ハイツノ時代カ、主ナルモノニ付テデ宜シイ、第四ハ優生ノ定義並ニ優生學ノ定義、第五番ハ精神ニ關スル疾患ニ付キ其ノ發病ノ原因並ニ診療效果ニ關スル最近醫學上ノ見解、以上デアリマス

○杉山委員 私モ參考資料ヲ戴キタイト存ジマス、取敢ヘズ今申上ゲマシテ、後デ尙ホ追加スルコトガアルカモ分リマセス、先ヅ第一ニ乳幼児死亡率ノ都市農村及ビ階級別ノ調査、二ハ最近數年間ニ於ケル壯丁ノ花柳病罹病率及ビ數、ソレカラ第三ハ各府縣別花柳病患者數、第四ハ精神病院ノ公私立別數及ビ收容數各府縣別ノ數、第五ハ精神

病家系調査ヲ致サレタノデアリマスガ、若シ發表ノ出來テ居ルモノガゴザイマシタラバ、ソレヲ戴キタイ、第六ハ此ノ參考資料ノ中ニ國民體力審議會ノ經過ガゴザイマスガ、出來マシタナラバモツト正確ヲ期シマス爲ニ議事録ガアル筈デアリマスカラ、其ノ議事録ヲ戴クコトガ出來レバ幸ヒデアリマス、是ガケ要求致シマス

○山川委員 私ハ今貴ヒマシタ此ノ外國人口政策、此ノ中ニアルカモ知レマセスガ、諸外國ノ中デ、國民體力デモ宜シイジ、民族優生デモ宜シイガ、此ノ種ノ斷種的ノ法律ヲ作ツテ居リマス國ヲ、各國別ニ對スル斷種法施行以後ニ於ケル、斷種ヲ行フベキ原因ノ種類別ニ對スル成績、ソレニ施行以來ノ各年別ノ表ガ得ラレルモノナラバ、出來ルダケ調べラレテ居リマスダケ御報告ヲ願ヒタイ、假ニ言ウテ見ルナラバ、外國ニ於ケル癩病患者ガドレ位ノ割ニアルカ、斷種後ハドウ云フ風ニ減ツテ來タカ、或ハ精神病者ノ數ガドウ云フ風ニ事實減ツテ、效果ヲ現ハシテ居ルカト云フコト、是等ノ表ガ欲シイノデアリマス、ソレカラ斷種ヲ行ヒマシタ各國別ニ對スル斷種以前ノ人口ノ増殖率ト、斷種以後ノ人口ノ増殖率ト、是ガ分リマスナラバ、ソレモ一ツ分ツテ居リマスル程度デ宜シイ、厚生省ノ方デ色々ニ付キマシテハ、此ノ方ノ先進國ニ對シテ御調査ガ出來テ居ルト思ヒマス、ソレノ參考資料ヲ戴キタイ

○中崎委員 資料トシテ精神病者ト天才人ト云フヤウナコトニ付テノ何カ研究ノ發表ガアリマシタラ、ソレヲ一ツ承リタイ、私ハソレダケデアリマス

○一松政府委員 只今各委員諸君カラ御要

求ニ相成リマシタ各資料ノ點ニ付キマシテ  
ハ、出來得ベキ限リ蒐集致シマシテ、御希  
望ニ副フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス  
○八木委員長 モウ他ニアリマセヌカ  
○信太委員 私カラモ資料ヲ御願致シタイ  
ノデス、醫師デアリ又開業醫デアル者ニシ  
テ、此ノ事變ニ應召サレタ數ヲ全國道府縣  
別ニ御願致シマス、ソレカラ村醫ノナイ村  
ガアリマスガ、是ハドノ位アルカ、之ヲ御  
示ヲ願ヒタイ、次ニ接客婦人中、藝、娼妓、  
女中或ハ女給ノ各府縣別數、詰リ職業婦數  
ヲ御願シタイ、ソレダケデアリマス  
○泉委員 明日ハ午後一時ヨリ本委員會ヲ  
開クコトトシ、本日ハ此ノ程度デ散會セラ  
レンコトヲ望ミマス  
○八木委員長 明日ハ午後一時カラ開會致  
シマスガ、公報ヲ以テ左様ニ申上デス、本  
日ハ是ニテ散會致シマス  
午前十一時二十分散會

昭和十五年三月十三日印刷

昭和十五年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局